(別紙 関係団体) 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇を可能な限り抑制し、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の窓口負担割合を2割とするとともに、施行後3年間、外来療養に係る1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるよう配慮措置が導入されてきました。この配慮措置の期間が令和7年9月30日をもって満了することに伴い、下記内容について御了知いただくとともに、診療報酬の請求等が適切かつ円滑に行われるよう、本事務連絡の内容も含め、会員各位に周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

記

1. 配慮措置に係る従前の通知の取扱いについて 配慮措置に係る従前の通知等における取扱いについては、令和7年9月30日をもって 終了します。

2. 配慮措置の終了に伴うシステムの対応について

医療機関等においては、配慮措置終了後の診療報酬の請求が適切かつ円滑に行われるよう、必要に応じてレセプトコンピュータ等の改修等にご対応いただきますようお願いいたします。

3. 患者等からの問い合わせに対する対応等について

医療機関等においては、患者等から医療機関等に対し照会があった際には、必要に応じて、厚生労働省が設置する「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」(別紙参照)を案内いただく等、丁寧にご対応いただきますよう御配慮願います。

事務連絡

都道府県後期高齢者医療主管部(局) 市町村後期高齢者医療主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンターの設置について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国において「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」を設置いたしま すので、以下の内容について御了知いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 設置趣旨について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)等に伴う制度改正の趣旨や改正内容等について、国民の皆様に丁寧に説明し御理解いただくため、被保険者等からの問い合わせに対応するコールセンターを、国において設置するもの。

2. 設置期間等について

【設置期間】

令和7年7月1日(火)~令和8年3月31日(火)※日曜日、祝日、年末年始は除く

【対応時間】

午前9時~午後6時

【電話番号】

0120-117-571 (フリーダイヤル)

※ なお、マイナ保険証や資格確認書に係る問い合わせについては、引き続きマイナンバー 総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にて承ります。

○関係団体一覧

公益社団法人日本医師会 公益社団法人日本歯科医師会 公益社団法人日本薬剤師会 一般社団法人日本病院会 公益社団法人全日本病院協会 公益社団法人日本精神科病院協会 一般社団法人日本医療法人協会 一般社団法人日本社会医療法人協議会 公益社団法人全国自治体病院協議会 一般社団法人日本慢性期医療協会 一般社団法人日本私立医科大学協会 一般社団法人日本私立歯科大学協会 一般社団法人日本病院薬剤師会 公益社団法人日本看護協会 一般社団法人全国訪問看護事業協会 公益社団法人日本訪問看護財団 独立行政法人国立病院機構本部 国立研究開発法人国立がん研究センター 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 国立健康危機管理研究機構 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 独立行政法人地域医療機能推進機構本部 独立行政法人労働者健康安全機構本部